

国王尚巴志より礼部あて、永楽帝への進香の事、冊封と先王への賜祭に対する謝恩の進貢の事の咨と目録

(一四二五、閏七、一七)

琉球国中山王、謝恩等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計^①

一件、喪礼の事。洪熙元年(一四二五)六月十七日、欽差の行人司行人陳資茂、勅諭を齎捧して国に到る。開読するに、大行皇帝、賓天す、とあり。此れを欽む。欽遵して山南王の処に転行し、一体に開読するを除くの外、今、長史鄭義才等を遣わし、香五十斤を齎捧し、来船に就附して、京に赴き進香せしむ。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

一件、謝恩の事。洪熙元年六月二十七日、欽差の内官柴山・行人司行人周彝、勅諭を齎捧して王爵を襲封し、紗帽・束帯・衣服・礼物を頒賜し、並びに先父王思紹を諭祭す。此れを欽む。欽遵して受領するを除くの外、理として合に通行すべし。今、使者実達魯等を遣わし、表箋文各一通を齎捧し、金結束等様の、長短斉しからざる刀・各色の紙扇・屏風・硫黄・螺殻を管送し、随いで京に赴き謝恩せしむ。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開^しす

金包鞘刀二把

一把は帶鞘^①の長さ二尺一寸五分

一把は帶鞘の長さ二尺、刀靶の露木一寸

金結束鞘刀二把

一把は帶鞘の長さ一尺九寸五分

一把は帶鞘の長さ一尺七寸五分

金結束長刀二把

一把は帶鞘の長さ四尺七寸五分

一把は黒漆鞘連^もの長さ三尺七寸五分

金帯銅結束鞘刀二把

一把は帶鞘の長さ三尺一寸

一把は帶鞘の長さ二尺九寸五分

漆鞘袞刀四把、内、長短斉しからず

長刀三把、内、長短斉しからず

黒漆鞘腰刀六十把、各々長短等しからず

通計^①、金結束等様の長短等しからず

五等各色摺紙扇四百把

屏風二対、内

金箔紙屏風一対

銀箔紙屏風一対

硫黄四万斤少、今報ず二万斤正^②

螺殻八千五百三十三個、今報ず八千個

右、礼部に咨す

洪熙元年（一四二五）閏七月十七日

謝恩等の事

咨

注

- (1) 計 数えあげる。また合計、あるいは計開、計件と同意で用いることがある。
- (2) 勅諭 (〇一〇二)。
- (3) 大行皇帝、寶天す 永樂二十二年七月辛卯、永樂帝が逝去した。
- (4) 山南王の処 当時の山南王は他魯毎。山南王の居城については、南山城跡（糸満市）説、大里城跡（大里村）説、その他があり特定しないが、その勢力圏は沖縄本島南部である。安里進『考古学からみた琉球史・上』（ひるぎ社、一九九〇年）は、出土土器の胎土の分類から山南王国の領域を論じている。
- (5) 山南王の処に転行し、一体に開読 琉球国の三山の事実上の統一の時期を永樂二十年（一四二二）とする和田久徳『琉球国の三山統一についての新考察』（『お茶の水女子大学人文科学紀要』二八、昭和五十年）は、山南は永樂元年頃から中山に従属的な形で存続したとするが、その傍証の一つが、この中山王から山南王への詔書の転行である。
- (6) 鄭義才 久米村鄭氏家譜の序に、福建省長樂県の出身で、洪武二十五年（一三九二）に三十六姓の一人として中山に至っ

たと記され（『家譜（二）』五七一頁）、『明実録』に永樂十四・二十二・宣徳元・三年の四回、入貢した記録がある。宣徳元年四月甲戌の条には、長陵（永樂帝陵）に進香した記事がある。

- (7) 京 洪熙元年三月から正統六年十月末までは南京が京師（首都）であった。

- (8) 勅諭 冊封の勅諭（〇一〇五）、頒賜の目録（〇一〇六）、諭祭文（〇一〇四）。

- (9) 実達魯 この時の入貢について『明実録』宣徳元年三月乙卯・四月己巳の条に記事がある。この後、宣徳三年（一四二八）に旧港へ正使として赴いた時の書（四三〇四）と執照（四二〇二）には「本国頭目」とある。実達魯については（七一五）参照。

- (10) 表箋文 謝恩の箋文は（二二〇五）。

- (11) 帶鞘の長さ 鞘と共の長さ。

- (12) 通計 以下に通計の数を脱か。

- (13) 少 小と記す場合もある。…弱、…ばかり、の意で、数量の概数を示す語。

- (14) 今報ず、二万斤正 硫黄は明の崇禎末まで琉球は生硫黄を持参し、中国側が煎熟した（二二〇六）参照。今報ず、は官報（二六一二〇）注（5）参照）に同じで、正式に報告する数量としては、煎熟すれば二万斤ちょうどになる、の意であらう。

- (15) 正 整の略字で、数字のあとにつけてその額に過不足のないことを示す。大、正大、大正などと記す場合もある。額に十

分である、の意味か。

1-16-02

国王尚巴志より礼部あて、皮弁冠服の頒賜を請う事、宝鈔を詐取された事、通事への冠帯給賜を請う事の咨

(二四二五、閏七、一七)

琉球国中山王尚巴志、襲爵等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐し移咨して知会す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、襲爵^①の事。洪熙元年(一四二五)六月二十七日、欽差の内官柴山、勅諭を齎捧して王爵を襲封し、紗帽・束帯・衣服・禮物を頒賜す。此れを欽む。欽遵して領受するを除くの外、切に照らすに、洪武より永楽年間に至る以来、聖朝、祖・父に王爵を襲封するに、俱に皮弁冠・朝服等の件有り。今、襲封を蒙るも未だ頒賜を奉ぜず。如し准奏を蒙らば、前例に照らして頒降して便益ならしめんことを乞う。此の為に、使者実達魯等をして本奏啓を齎しむるを除くの外、合に咨して知会すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

一件、朝貢^③の事。近ごろ使者阿不察度^④等の告に拠るに称すらく、永楽二十一年(一四二三)の間、差を蒙り、海船を駕使し、方物を装載して京に赴き進貢す。福建福州府閩県高惠里に到つて住泊

す。方物は交進するを除くの外、所有の欽依の賞賜の宝鈔は、本里の住人陳銘・黄思六に、同じく福清県方民里の民人周文質をして穿套し諷賺せしめ、回貨を替買すること二次にして、計るに宝鈔四千五百貫を騙去せらる。洪熙元年三月内、船隻の回還^⑤遘り、問取して返すを討むるに、陳銘等三名に罵称せらるるに、你這の番子、多く是れ叛囚悪類なり。你の夷王は禽獸の行あり。陽に進貢を為し、陰に劫掠を為す。朝廷、聞かざるか、你這の賊^⑥此に往来するを。我、一日、機会あるを俟つて京に到り、奏して你の毀蹤滅跡するを知教せん、と。阿不察度、罵らるるも船行の急迫するに為因り、忍氣して回り来りて告知す。此れに拠り、後船の使者阿勃馬結制等を審覆するに、前詞に相い同じ。

卑爵^⑤、痛念するに、卑国は父祖の太祖高皇帝の正朔を欽承してより以来今に至るまで五十余年なり。寵恩は隆厚にして、朝貢は時を以てす。今、民人に鈔貫を負欠し、誣枉し毀辱せらる。惟に聖朝の撫字の心を思わざるのみに非ず。抑、且つ祖訓の柔遠の意に違^⑦う有り。若し具奏せざれば、誠に恐らくは朝貢を離間して不便ならん。此の為に、長史鄭義才をして本奏啓を齎しむるを除くの外、合に咨して知会すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

一件、冠帯の事。今、照らすに、本国は通事を欠少す。本国人范徳を選び得たるに、語言に諳曉す。授けて通事の職事に充つるも、未だ敢えて冠帯を擅便せず。合行に咨して冠帯を給賜するを